

平成28年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合 議会（定例会）会議録

平成28年11月8日（火）午後1時30分より、平成28年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議室に招集した。

1. 出席議員 6名

1番	山崎 栄	2番	村山 正利
3番	高田 和登	4番	浜中 順
5番	水野 義裕	6番	森 亘

2. 欠席議員 0名

3. 出席者

管理者	並木 心	副管理者	石塚 幸右衛門
教育長	桜沢 修	会計管理者	小林 宏子
代表監査委員	川邊 慶之助		
事務局長	小机 良博	給食課長	桶田 潔
庶務係長	数野 貢一	管理給食係長	橋本 正志
庶務係	瀧島 淳介		

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事日程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	一般質問
日程第4	議案第9号 専決処分の承認を求めることについて〔羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例〕
日程第5	議案第10号 専決処分の承認を求めることについて〔羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例〕
日程第6	認定第1号 平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について
日程第7	議案第11号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第8	議案第12号 羽村・瑞穂地区学校給食組合行政不服審査条

- 例
- 日程第 9 議案第 13 号 羽村・瑞穂地区学校給食組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 14 号 平成 28 年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 15 号 平成 28 年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について
- 日程第 12 議案第 16 号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について
- 日程第 13 議員派遣について

午後 1 時 3 0 分 開議

○議長（村山正利） 皆様、改めましてこんにちは。

ただいまの出席議員は 6 名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 28 年第 2 回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を開会いたします。

議事日程に入る前に、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。並木管理者。

○管理者（並木 心） 皆様、こんにちは。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成 28 年第 2 回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、議員各位の出席を賜り、誠に開催できますことを厚く御礼申し上げます。

また、日ごろより当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

さらに、10 月 11 日には、当組合の平成 27 年度決算審査を開催し、川邊監査委員、及び森監査委員より厳正なる審査をいただき、誠にありがとうございました。

本日は、決算審査結果を後ほどご報告していただきますので、よろしく願いいたします。

さて、組合事情の状況につきましては、年度当初より順調に進捗しておりますが、施設及び設備の維持管理に万全を期するため、第 1 センターにおいては、超高压食缶洗浄機の交換や、第 2 センターにおいては、昇降式消毒保管機等を交換し、安全で安心な給食の提供に努めております。

今日の学校給食は、栄養バランスのとれた多様な献立の提供に加え、食材の安全性の確保、地場産物の活用、食文化の次代への伝承等、さまざまな課題への対応が求められておりますので、今後も更に良質で信頼できる給食の提供に努めてまいります。

さて、本日のご提案を申し上げます案件につきましては、平成 27 年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定についてなど 9 件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご決定をくださいますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（村山正利） 以上をもって管理者の発言は終わりました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあります議事日程（第 1 号）のとおりでございます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 71 条の規定に基づき、

5 番 水野義裕 議員、

6 番 森 亘 議員

を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山正利) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第3、一般質問を行います。

なお、本議会の議場については、登壇すべき演壇がございませんので、起立の上、自席での質問及び答弁をお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので順次発言を許します。

初めに4番 浜中 順議員。

○4番(浜中 順) では、2点にわたって質問をさせていただきます。

1点目、平成28年4月から給食費改定が行われます。給食費改定の今、行われたあとの現状と今後の改定の必要性についてお尋ねしたいと思っています。

1番目、給食費改定による改善効果は予想通りなのかどうか教えてください。

2番、「給食費改定に関して負担を感じる」などの声は届いていないのかどうか教えてください。

3番、栄養面などを考え、今後の改定の必要性はどのように考えているのかお聞きします。

2点目、給食における食物アレルギー対策についてどのように考えているかという点から3点ご質問します。

1番、平成25年11月のこの会議の第3回定例会の決算審議で、給食課長が「除去食自体は実施していかなくてはいけないというふうに考えておりますので」と答弁されていますが、現在もその考えに変わりはないのかどうか。

2番、周辺自治体、羽村の周辺ですけれども、青梅市、あきる野市、福生市などは食物アレルギー対策は行っているのかどうか、教えてください。

3番、周辺自治体の取組に関して、給食センターにも生かせるような取組はないのか。

以上、大きく2点について質問します。

○議長(村山正利) 桜沢教育長。

○教育長(桜沢 修) 4番 浜中 順議員のご質問にお答えします。

初めにご質問の1項目め、「平成28年4月からの給食費改定について」の1点目、「給食費改定による改善効果は予想どおりなのか」とのお尋ねですが、今回の給食費の改定は、食材料費が上昇する中で、給食費を16年にわたり据え置いたことなどから、栄養のバランスがとりにくくなり、バラエティーに富んだ給食の提供が困難となってきたため改定したもので、その効果については改定にあたり参考にしました「学校給食摂取基準」や「学校給食の標準食品構成表」の基準値に近づいております。

次に2点目、「給食費改定に関して負担を感じるなどの声は届いていないの

か」についてですが、給食がおいしくなったという子どもからの話を保護者から聞いてはおりますが、負担を感じるというような声は届いていません。

次に3点目、「栄養面などを考え、今後の改定の必要性はどのように考えているのか」についてですが、平成27年3月に学校長及びPTAの代表等23名を構成員とする羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会から、「給食費の適正なあり方についての答申」をいただきました。

その答申において、「大幅な改定は家庭に大きな負担となることから、定期的な見直しを図ることを願う」とあります。

また、平成27年11月の第6回羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会において、「今回の改定で参考とした、学校給食の標準食品構成表や学校給食摂取基準などに基づき、適正な給食費算定を2年に1回程度検討することが望ましい」というご意見をいただいております。

今後においては運営審議会の意見を尊重し、給食費の適正について、定期的に検証していきたいと考えております。

ご質問の2項目め「給食における食物アレルギー対策について」の1点目、「平成25年11月の第3回定例会の決算審議で、給食課長が除去食自体は実施していかなくてはいけないというふうに考えておりますのでと答弁しているが、現在もその考えに変わりはないのか」についてですが、平成24年度から鶏卵の除去食の提供について、検討を重ねてまいりましたが、平成24年の調布市の事故を契機に、改めて児童・生徒の安全を重視し、再度検討した結果、現在の給食センター調理場ではアレルギー用に、完全に仕切られた調理スペースを確保することができないため、除去食の実施は難しい状況にあります。

次に2点目、「周辺自治体、青梅市、あきる野市、福生市などは、食物アレルギー対策を行っているのか」についてですが、周辺自治体ではアレルギー献立表の配布などの情報提供を通して、児童・生徒がアレルゲンを食さない対応を図っています。

また、あきる野市は牛乳の除去と、牛乳、乳製品及び卵を除去したパンを外部に発注し、福生市は牛乳の除去と小麦、牛乳、乳製品及び卵を除去したデザートをそれぞれ外部に発注し提供しております。

次に3点目、「周辺自治体の取組に関して、給食センターにも生かせるような取組はないのか」についてですが、当給食センターでは、周辺自治体同様に、牛乳の除去とアレルギー献立表の配布などの情報提供を行うことにより、児童・生徒がアレルゲンを食さない対応を図っています。食物アレルギーの対応については、きめ細やかな対応と安全性を最優先する必要があるため、今後、外部発注による代替食について検討してまいります。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（村山正利） 4番 浜中議員。

○4番（浜中 順） 1項目めと2項目め、両方再質問させていただきます。

1項目めに関して、最近ニュースで生鮮食料品、野菜がえらく高いので給食の日数を削るといふ自治体があると聞いているんですけども、羽村はその点に

関してどのように考えていらっしゃるか、質問します。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） 今のご質問ですが、特に台風の影響で野菜が9月ぐら
いから特に高騰しております。その高騰した部分は、給食費の割合でいきます
と食材費の総額の2.4%ぐらいとなります。

牛乳やパンなど、その食材費総額のその高騰部分の影響額が10月分を計算
してみましたら2.35%です。

そんな状況ですが、ちなみに4月改定した平均が、小学生の中学年は約1
0%、中学生も10%です。4月に改定したことから他の団体のように給食を
2日やめるとかの対応をしなくても済んでいるところがございます。以上です。

○議長（村山正利） 浜中議員。

○4番（浜中 順） ありがとうございます。2項目めですけども、私も教
員だったので、学校の忙しさ、すごくよくわかっているんで、学校でそういう
アレルギーの除去食をどう扱うかというふうに、教員がそこにいろいろと神経
使うというのがあって、非常に今大変で、やりきれぬのかどうかというのはす
ごく不安ですので、今後検討していただいてという感じなんですけども、先ほ
どあきる野でパンを外注をされたりしているということがございましたけども、
この点については羽村に適用はする必要がないのかどうか、よろしくお願
いします。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） あきる野市のパンは外注で、先ほども申し上げたとお
り、アレルギーのある子どもに希望者を限定して、提供しているわけですが、
今議員もおっしゃったとおりセンターとしては外注すれば、契約すれば対応で
きます。ただ重要なのは現場での、学校長をはじめ、担任の先生、あと配膳員
とか、学校での体制を慎重に行う必要があると思います。

ですからやる必要とかいうよりも、学校でそういう体制がとれるかどうか
が一番ポイントになってくるかなと思います。

先ほども検討と申し上げたのは、そこら辺を慎重に検討する必要があるとい
うふうに考えております。以上です。

○議長（村山正利） 次に3番 高田和登議員。

○3番（高田和登） 通告に従いまして、羽村・瑞穂産の農産物の活用の拡大
について、1項目について質問させていただきます。

監査委員によるですね、歳入歳出決算審査意見書にも評価するという記載が
されておりますが、羽村・瑞穂産の農産物の学校給食への活用を更に拡大する
べきという立場から、羽村・瑞穂地区学校給食組合の見解をお尋ねいたします。

(1) 羽村・瑞穂産の農産物、以下「地場産」とさせていただきます。学校給
食への活用の現状についてお伺いいたします。

①学校給食に使用されている地場産野菜は、平成27年度を含む直近3年間
で何キログラム使用され、それは全体の野菜使用量の何%に相当するのか、
お教え願います。

- ②同様に、直近3年間の地場産野菜の品目数をお教え願います。
- ③品目のうち、羽村市と瑞穂町の生産者が納品する野菜名をそれぞれ具体的にお教え願います。

(2) 契約野菜について

- ①地場産野菜を購入する場合、どのような契約を行っているのでしょうか。また、契約先はどこでしょうか。
- ②地場産の契約野菜において、天候不順などで生産量が減産になった場合、どのような対応をしているのでしょうか。

(3) 地場産のメリットについて

学校給食の食材を地場産にするメリットは多いと認識していますが、具体的な内容をお教え願います。

(4) 地場産の周知について

地場産野菜であるかどうかは、児童・生徒を通じて毎月配布されている「献立表」にも掲載されています。また、羽村・瑞穂地区学校給食センターの公式サイト「献立表」にも掲載されています。羽村・瑞穂地区学校給食センターの公式サイトはですね、メンテナンスもしっかりされていて、称賛に値すると思います。ぜひ維持していただきたいと思います。

そういった中でですね、どの食材が地場産であるかを周知することについては今後より一層充実させていくべきと考えますがいかがでしょうか。

(5) 地場産活用拡大の今後の課題についてお伺いします。

学校給食等で地場産野菜の活用を拡大するにあたっての課題は何でしょうか。また、課題を解決する、あるいは又は軽減するための施策をお教え願います。

以上で通告に従う質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村山正利） 並木管理者。

○管理者（並木 心） それでは3番 高田和登議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1項目め、「羽村・瑞穂産の農産物の活用の拡大について」の1点目、「羽村・瑞穂産の農産物、地場産の学校給食への活用の現状について」のお尋ねのうち、「学校給食に使用されている地場産野菜の平成27年度を含む3年間の使用量及び、それは全体の野菜使用量の何%に相当するのか」についてですが、地場産野菜は平成25年度に3万3,258.5キログラムを使用し、野菜全体の使用量の14.5%、平成26年度は4万88キログラムで、全体の17.41%、平成27年は3万8,736キログラムで、全体の17.21%でございます。

次に「直近3年間の地場産野菜の品目数を問う」についてですが、平成25年度は10品目、平成26年度は14品目、平成27年度は13品目を使用しております。

次に「羽村市と瑞穂町が生産者が納品する野菜名」についてですが、羽村市の生産者がダイコン、ニンジン、長ネギ、ハクサイ、キャベツ、タマネギ、チ

ンゲンサイ、ミズナ、カブ、サトイモ、キョウイモ、ホウレンソウ、ヤーコンの13品目。瑞穂町の生産者が長ネギ、キャベツ、サツマイモ、ブロッコリーの4品目となっております。

次に2点目、「購入契約について」のお尋ねのうち、「地場産野菜を購入する場合、どのような契約を行っているか。また、契約先はどこか」についてですが、地場産野菜の契約は指名競争入札による契約と随意契約により行っております。

指名競争入札では、一般の業者を含め、価格及び品質により選定しております。

随意契約は、いわゆる契約栽培として、一定期間内に納品できる野菜について、あらかじめ使用量及び価格を協議して契約をしております。

契約先については、羽村市の生産者は、羽村市農業後継者クラブ、瑞穂町は瑞穂町農畜産物直売所と契約をしております。

次に「地場産の契約野菜について、天候不順などで生産量が減産になった場合、どのように対応しているのか」についてですが、本年度から、生産者は納品7日前までに契約野菜の生育状況を見て、納品の可否を判断し、給食センターに連絡していただくように取決めを行いました。

また、納品できない旨、連絡を頂いた際には、早急に他の登録業者と契約し、野菜を確保するよう対応しております。

次に3点目、「地場産のメリットについて」のお尋ねのうち、「学校給食の食材を地場産にするメリットの具体的な内容は何か」についてですが、まず、生産者の顔が見えることにより、安全、安心で新鮮であること。また、児童・生徒が地域理解を促進する際に役立つこと。さらには配送時間が短いため、輸送に伴う二酸化炭素の排出が少なくなることで、環境への負荷が少なくなることなどが挙げられます。

次に4点目、「地場産の周知について」のお尋ねのうち、「地場産の周知については、今後より一層充実させていくべきと考えるがいかがか」についてですが、地場産の周知については、効果的な方法として引き続き献立表や公式サイトの活用を図っていきたいと考えております。

また、給食だよりや学校栄養職員等による学校訪問、PTAの試食会などの機会を活用し、周知していくとともに、各小・中学校の給食時間に、担任の教員から周知いただくよう、働きかけをしていきたいと考えております。

次に5点目、「地場産活用拡大の今後の課題について」のお尋ねのうち、「学校給食等で地場産野菜の活用を拡大するにあたっての今後の課題は何か。また、課題を解決、又は軽減するための施策を問う」についてですが、給食センターで使用する野菜の納品は、給食センターが使用する日までに、形状や大きさのほぼ同じものを生産者に納品していただかなければなりません。野菜は、天候が生育に大きく影響するため、大量に納品することは難しい面があります。

そのため、センター職員は、学校栄養職員とともに、畑を見学し、生産者の声を直接聞いたり、生産者や関係機関との打合せ会を実施したりして、契約し

た地場産野菜の生育状況を確認しております。納品の可否にも影響するため、今後もより一層、生産者や関係機関との連絡・調整を充実していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（村山正利） 3番 高田議員。

○3番（高田和登） 2番から5番については大体わかりました。

1番なんですけど、再質問させていただきます。一般質問を通告した10月19日より後のですね、11月1日に頂いたこの事務報告書ですね。平成27年の事務報告書と比較するとですね、若干26年度の事務報告書と全てではないですけど比較しました。するとですね、少し数字が違ってですね。

どういうふうに違っているかということ、27年度の事務報告書の25ページの欄外にですね、この書いてあるのを読み上げますと、「地場産野菜使用率として、野菜は日本食品標準成分表における野菜のため、米・青大豆・味噌は含みません」と、こう書いてあるわけですね。これに対して26年度はそれがなくて、品目数とか、その野菜の中身も違っているということがわかりました。

この点についてですね、内容はそのとおりだろうと思うんですけど、なぜ米、青大豆、味噌は含まないというように変更したのか。もう少し詳しくご説明いただきたいと思えます。

それからですね、2番としては、近隣自治体の状況を教えていただきたいと思えます。1問1答ですか。わかりました。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） ご質問の米、青大豆、味噌は含まないとなぜ変更したかということでございます。

今おっしゃったとおり、事務報告書、今年度で言うと25ページでございますが、間違ったというか、訂正したものでございます。書き方を、捉え方を変えたということでございます。

具体的に申し上げますと、地場産の使用する割合、使用率の積算につきましては、各自治体が、地域の実情に応じて、それぞれ異なった計算式を用いています。

例えば国におきましては、食育の推進計画におきまして、学校給食での地場産の使用する割合を出すのに、食材の数で国はそれを示しています。東京都では、当然農地等少ない関係からだと思いますが、都では食材を、都の食材を知っている人の割合を目標にしています。そんなような状況です。

あと、近隣の自治体ではやはり農地が少ないとかというような自治体では、量ではなくて、回数を目標値に挙げているようなところもございます。

今申し上げたいのは、各自治体でそれぞれ独自に計算式をつくって対応しているということでございます。

今回計算式を見直した内容につきましては、より正確なものにしたつもりでございますが、具体的に申し上げますと、26年度の事務報告におきましては、穀類である米と、今おっしゃった3種ですね。あと豆類である青大豆、調味料

である味噌の3種を事務報告書の地場産に掲載してございます。

当然それは地場産は地場産なんですが、この使用割合を出すときに、母数、使用割合というんですから、例えばお米の使用割合を出すには母数は学校給食でご飯の総量を母数にして、それを分子は米の使った量、そういう計算式にするのが使用割合の出し方なんですが、26年度までは今の3種につきましては両方とも母数と分子、同じ数字で入れてたんですね。

それはなぜかという、例えばお米というのは、ここで今25ページに米と青大豆と味噌の総量が年間で260キロぐらいです。ところが例えばお米だけでもですね、1日に267キロを超える数字を1日に使うわけです。そうしますと例えばお米の使用割合を母数に、その正確な年間の総使用量を入れると、数値が非常にもう目標を持てるような使用割合でなくなるわけです。

そんなことから27年度の事務報告書からは、実際にこの3種、米、大豆等でですね、使用した量は書きますが、計算式からは取り除いた方がいいだろうというふうに見直したんです。そのときに今食品構成表というのは国がつくっている規定ですが、これはだれが聞いても、例えば栄養士に食品構成表の野菜だと言えど何なのか特定できるんです。ですからよりわかりやすく、より正しく見直した、そんなところでございます。以上です。

○議長（村山正利） 3番 高田議員。

○3番（高田和登） 今回ちょっとわかりました。今、ただいまちょっと答弁の中にもありましたけれど、近隣自治体というのがやはりそういうのを比較しながらですね、そういうのを決めていくべきじゃないかなと思うんですけれど、近隣自治体の状況というのをもう少し詳しく教えていただけますか。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） 近隣自治体の状況でございます。あきる野、福生、青梅、武蔵村山の4市の状況を申し上げます。

まず本組合のように、先ほど申し上げた日本食品標準成分表の野菜とか、こだわって掲載しているようなところはどこもございません。ただいわゆる野菜の使用量で使用率を積算している自治体はあきる野市と青梅市がでございます。

使用率につきましては、あきる野市は9%です。

青梅市はそれより若干高い数字になってございます。ただ青梅市はちょっと電話での聞き取りなんで、事務報告とかサイトに載っていたものではないので、ちょっとパーセントはちょっと控えさせていただきたいと思っております。

また、福生でございますが、先ほど申し上げましたが、福生は以前は使用量でパーセントを出していたそうなんですが、あまりにも数値が低いためそれを取りやめ、地場産の地域を福生と羽村と瑞穂町でとれた野菜ということにしまして、それで年間でそれぞれ1区域4回、ですから4かける3ですから12回地場産を使うことを目標に挙げているということでございます。

あと武蔵村山でございますが、これも電話で聞き取った内容ですが、単品で使用する、野菜を限定して、野菜そのものの使用率を出して目標に掲げている

そうです。具体的には例えばコマツナを年間どれだけ使って、そのうち地場産を何割使おうとか、そういうことを目標に掲げているということでございます。

いずれにいたしましても、今申し上げた近隣よりも羽村市・瑞穂町の地場産の利用率が非常に高いのはおわかりいただけたと思います。以上です。

○議長（村山正利） 並木管理者。

○管理者（並木 心） 先ほど私の方から答弁したところの数値が大変誤っておりましたのでお詫びして訂正させていただきたいと思います。

先ほど26年度の全体の率でございますが、事務報告書25ページにありますように17.47%と申すべきところ、17.41%と発言をしましたので、お詫びして17.47%でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（村山正利） ただいまの管理者の訂正については議長において許可をいたします。承認いたします。

3番 高田議員。

○3番（高田和登） 何かバラバラだということなんでね、間違いなく基準があるのかなんて思ったんですけどないようですね。

統計資料とかいうときにですね。長期間にわたって使用する場合というのはよくあるんですね。何十年前にはどのようなようだったとかですね。

そういうことを考えますとですね、この統計の基準を変更するという事はかなり慎重にですね、やるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） 慎重にすべきとのことではありますが、まさにおっしゃるとおりだと思います。今後におきましてもですね、正確性を期するのは言うまでもありませんが、変更する際はですね、慎重に変更していきたいと思えます。以上です。

○議長（村山正利） これをもちまして一般質問を終わります。

ここで、その場で暫時休憩といたします。

午後2時04分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（村山正利） ここで休憩を解きまして、引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第4、議案第9号「専決処分の承認を求めることについて〔羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例〕」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者（並木 心） それでは議案第9号「専決処分の承認を求めること」につきまして、ご説明いたします。

本案は東京都人事委員会勧告等を勘案し、職員の給与を改定すること、また、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の基準となる等級別基準職務表を条例で規定すること。

あわせて職員手当について、条例に規定するため、本年4月より条例の一部改正を実施することとした組織市町の動向に合わせ、「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例」の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を専決処分させていただいたもので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

当組合の職員給与等につきましては、これまで羽村市の給料表や給与制度に順じて運用してきておりますことから、羽村市と同様の改正を行ったものであります。

改正の内容ですが、まず、職員の給与の改定につきましては、平成27年東京都人事委員会勧告において、東京都の職員の月例給が民間給与を0.12%、また、直近の1年間に支給された賞与の支給実績についても、民間の支給月数を0.1月下回る公民較差が生じているとし、これを是正すべきと勧告しており、高校卒及び短大卒の初任給についても給料表の改定にあわせて引き上げるものとしております。

当組合の職員給与につきましては、羽村市がこれまで東京都の給料表や給与制度に順じて運用してきておりますことから、東京都人事委員会の勧告を踏まえ、「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例」に規定する給料月額を東京都の給料表に準じて改定し引き上げるとともに、一般職員については、期末・勤勉手当の年間支給月数を4.2月から0.1月引き上げ4.3月に、再任用職員については、期末・勤勉手当の年間支給月数を2.2月から0.05月引き上げ2.25月とし、公民較差を解消しようとするものであります。

また、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、条文の所要の調整及び等級別基準職務表を条例に規定するとともに、規則で規定している管理職手当の支給対象職員及び支給額を条例で規定しようとするものであります。

加えて、行政不服審査法の改正に伴う所要の調整を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、給料月額の改定につきましては、平成27年4月1日から、期末・勤勉手当につきましては、平成27年12月1日から適用し、法改正に伴う条文の所要の調整、職務表の規定及び管理職手当の規定については、平成28年4月1日から施行したものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（村山正利） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(村山正利) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号「専決処分の承認を求めることについて〔羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例〕」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(村山正利) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第5、議案第10号「専決処分の承認を求めることについて〔羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例〕」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

- 管理者(並木 心) 議案第10号「専決処分の承認を求めること」につきまして、ご説明いたします。

本案は、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」が平成28年4月1日から施行することに伴い、「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に引用している地方公務員法の条文の項番号に変更が生じたことから、条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を専決処分させていただいたものであります。

同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し承認を求めるものであります。

改正の主な内容ですが、お手元に配付しております議案第10号資料の新旧対照表を見ていただきたいと思います。そこに記載してございますが、第1条に規定しております地方公務員法「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるものであります。

なお、この条例は平成28年4月1日に施行したものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

- 議長(村山正利) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(村山正利) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(村山正利) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたしま

す。

これより、議案第10号「専決処分の承認を求めることについて〔羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例〕」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで休憩をとります。会議の再開はこちらの時計で午後2時20分といたします。

午後2時11分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（村山正利） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第6、認定第1号「平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について」の件を議題といたします。

本件について管理者の説明を求めます。並木管理者。

○管理者（並木 心） 認定第1号「平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定」につきまして、ご説明いたします。

平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算は、歳入総額4億798万4,621円、歳出総額3億7,879万3,718円、歳入歳出差引残額2,919万903円が翌年度繰越額となりました。

歳入の主なものは、両市町からの分賦金が3億8,934万3,000円で、歳入総額の95.43%を占めております。

次に、前年度繰越金は1,826万1,063円で、4.48%であります。

次に、歳出であります。議会費は71万5,478円で、歳出総額の0.19%、事務所費は1億978万1,433円で、全体の28.98%を、教育費が2億6,829万6,807円で、全体の70.83%となっております。

なお、細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） それでは、認定第1号「平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算」の細部につきまして、ご説明申し上げます。

おそれいりますが、決算書の8ページ、9ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

第1款分賦金は、当初予算額、収入済額ともに3億8,934万3,000円で、前年度と比較して42万2,000円の減でございます。分賦金の負担割合の基礎となります児童・生徒数は、平成27年5月1日現在で、羽村市が4,477人、瑞穂町が2,673人で、負担割合は、羽村市が62.62%、分賦金は2億4,380万7,000円、瑞穂町が37.38%、分賦金は1億

4,553万6,000円でございます。

次に、第2款の繰越金は、当初予算額は600万円、補正予算で1,226万1,000円を増額し、予算現額は1,826万1,000円で、調定額及び収入済額は1,826万1,063円となり、前年度と比較して358万2,814円の増でございます。

次に、第3款の諸収入は、当初予算額は17万3,000円、調定額、収入済額は38万558円で、前年度と比較して25万1,136円の増でございます。

以上、歳入合計は、当初予算額が3億9,551万6,000円、補正予算額1,226万1,000円、予算現額は4億777万7,000円で、調定額及び収入済額は4億798万4,621円でございます。収入済額は前年度比341万1,950円、0.84%の増となっております。

10ページ、11ページをお開きください。歳出でございます。

初めに、第1款議会費は、当初予算額は83万7,000円、支出済額は71万5,478円で、支出の構成比率は0.19%でございます。歳出の主なものは、議員報酬、会議録作成委託に係る経費でございます。

次に、第2款事務所費は、当初予算額が1億599万4,000円、補正予算で475万3,000円を増額し、予算現額は1億1,074万7,000円、支出済額は1億978万1,433円で、支出の構成比率は28.98%でございます。

まず、第1目、一般管理費ですが、当初予算額は1億593万8,000円、補正予算で475万3,000円を増額し、予算現額は1億1,069万1,000円、支出済額は1億972万8,101円で、執行率は99.13%でございます。

主な内訳ですが、給料は、正副管理者及び一般職員12人分の給料で、支出済額が4,643万3,400円でございます。

次に、職員手当等は、支出済額が3,511万7,963円でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

委託料ですが、支出済額が456万6,122円で、新たな委託といたしましては、高木剪定委託料、廃棄物処理委託料、廃棄物等収集運搬業務委託料、及び給与計算システム保守委託料がございます。

14、15ページをお開きください。

第2項監査委員費でございますが、当初予算額は5万6,000円、支出済額は5万3,332円で、監査委員2名の報酬でございます。

次に、第3款教育費でございます。当初予算額は2億8,690万2,000円、補正予算で1,300万6,000円を減額し、予算現額は2億7,389万6,000円、支出済額は2億6,829万6,807円で、執行率は97.96%、支出済額の構成比率は70.83%でございます。

まず、第1項教育総務費でございますが、当初予算額41万1,000円、補正予算で3万5,000円を増額し、予算現額44万6,000円、支出済額

は23万9,160円で、主なものは、教育委員会委員報酬や会議録の作成委託料などでございます。

次に、第2項保健体育費ですが、当初予算額が2億8,649万1,000円で、補正予算で1,304万1,000円を減額し、予算現額は2億7,345万円、支出済額は2億6,805万7,647円でございます。

第1目学校給食費は、当初予算額が2億8,241万9,000円、補正予算で1,221万6,000円を減額し、予算現額は2億7,020万3,000円で、支出済額は2億6,581万1,247円でございます。

内訳ですが、報酬は、支出済額が541万1,700円で、運営審議会委員及び調理補助の嘱託員の報酬でございます。給料及び職員手当等は、調理員の給料等でございます。

次に、16ページ、17ページをお開きください。

まず、賃金でございますが、支出済額が1,674万5,697円で、調理補助の臨時職員賃金でございます。

需用費は、支出済額が5,820万2,855円で、ランチ皿、カップ等の給食用消耗品の買替え、光熱水費のほか、施設及び備品修繕費等でございます。

次に、委託料でございますが、支出済額が5,241万6,913円で、施設の維持管理及び給食事業に係る業務の委託料等でございます。

18ページ、19ページをお開きください。

使用料及び賃借料は給食献立システム等機器等の賃借料で、支出済額は111万5,100円でございます。

備品購入費は、支出済額が1,705万1,364円で、老朽化した超高压食缶洗浄機・下洗い用シンク等の購入でございます。

次に、第2目施設整備費でございますが、当初予算額は407万2,000円で、補正予算で82万5,000円減額し、予算現額は324万7,000円で、支出済額は224万6,400円でございます。内訳でございますが、第1センター屋上防水改修工事でございます。

第4款公債費は、当初予算額は1万2,000円で、支出はございませんでした。

次に、第5款予備費でございますが、当初予算額が177万1,000円、補正予算で2,051万4,000円を増額し、予算現額を2,228万5,000円としましたが、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、当初予算額が3億9,951万6,000円、補正予算で1,226万1,000円を増額し、予算現額は4億777万7,000円で、支出済額は3億7,879万3,718円でございます。

20ページをご覧ください。平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が4億798万4,621円、歳出総額が3億7,879万3,718円で、歳入歳出差引額が2,919万903円、実質収支も同額でございます。

次に、22、23ページをお開きください。財産に関する調書でございます。
決算年度中のこれらについての増減はございませんでした。

最後になります、24ページをお開きください。物品関係の調書でございます。

決算年度中の増減につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の細部説明とさせていただきます。

- 議長（村山正利） ご苦労さまでした。以上をもって本件についての説明は終わりました。

次に、本件に関し、監査委員から審査意見についての説明を求めます。川邊代表監査委員。

- 代表監査委員（川邊慶之助） 平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の監査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る10月11日午後1時30分から、羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議室において、森委員とともに並木管理者、小林会計管理者、その他関係職員の立会いのもとに監査を実施いたしました。

審査にあたりましては、管理者から提出された決算書が適法な手続により作成されているかどうか確認するとともに、決算の計数に誤りがないか、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどを中心に、諸帳簿及び関係書類と照合した結果、決算書は法令に基づき作成されており、計数についても正確であり、予算の執行も適正であることを確認いたしました。

以上、平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算監査結果の報告を終わります。

- 議長（村山正利） はい、ありがとうございます。以上をもって監査審査意見の説明は終了いたしました。

これより質疑に入りますが、質疑にあたりましては、質疑件数と質疑ページを明示してから質問をお願いしたいと思います。

それでは質疑ありますか。3番 高田議員。

- 3番（高田和登） 決算書の17ページです。13委託料の02施設維持管理委託料ですけども、浄化槽維持管理委託料、事務報告書ではですね、9ページの給食センター管理委託の項目でも同じものがありますが、それについて質問させていただきます。

平成27年度は月4回ということで、142万5,600円という数字が記されております。一方ですね、昨年度と比較してみますと、平成26年度の決算報告書及び事務報告書と比較しますと、浄化槽維持管理委託料は月3回で106万2,720円になっております。回数が3回から4回になり、金額では約36万円上昇しているわけですね。理由を教えてくださいと思います。以上です。

- 議長（村山正利） 1点でよろしいですか。給食課長。

○給食課長（桶田 潔） お答えいたします。浄化槽維持管理委託の目的は、良好な汚水処理機能を管理することにあります。平成26年度まで、浄化槽内の油や汚泥の除去を10日間に1回実施しておりましたが、10日ですと油や汚泥が固まってしまい、その後の維持管理に影響するため、現状を確認し、浄化槽の機能を維持し、長寿命化を図ることを促進するために7日間に1回実施したものでございます。以上です。

○議長（村山正利） ほかに質疑はありませんか。4番 浜中議員。

○4番（浜中 順） 決算書の15ページ、歳出の2款1項一般管理費の18節備品購入費の管理用備品というのがあるんですけど、262万7,440円ありますけども、予算にはなくて、補正予算でやられているものですが、この中身をお答えください。よろしくお願いします。1点だけで。

○議長（村山正利） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） お答えいたします。備品購入費の件でございますが、まず購入したのですが、まずですね、備品でございますが、まず事務機が2台で5万3,020円、すいません、事務報告書ですね、申し訳ございません、13ページをお開きいただきたいと思います。

まずですね、学校栄養職員の事務を第1センターに統合したことによりまして、必要になったため、事務機を2台記載の金額で購入いたしました。

続きまして第1センターの玄関のインターホンに不具合が生じ、業務に支障が出たため、セキュリティインターホンをですね、記載の金額で購入いたしました。買替えという形になります。

また、調理場の衛生管理と食材の安全を確保するため、食材を積降するプラットホーム周辺の状況を録画するために、防犯カメラを第1センターに1台、第2センターに2台、第2センターにつきましては玄関前にも設置いたしました。金額については記載のとおりでございます。

また、電話機器等一式につきましては、平成3年5月に購入し、設置後24年経過した中で、老朽化により通話中の雑音などの不具合が生じ、業務に支障を来すために買替え、一式買替えさせていただいております。これも第1センターと第2センターでございます。以上でございます。いずれも緊急を要したために2月の補正予算で、補正で対応させていただいております。以上でございます。

○議長（村山正利） よろしいでしょうか。ほかに質疑ありませんか。5番 水野議員。

○5番（水野義裕） ちょっと項目数はちょっと言い切れないんですが、事務報告書の11ページで、重油使用料が400万ぐらい減っていますね、全体の総量で。この背景をちょっと説明してください。

それからその事務報告書の13ページの学校給食費で、決算書の19ページで、備品購入費で1,700万、それと決算書の24ページの物品ということで、この買い替えたものがどこにあるか。そのあたりについて説明をしていただきたいと思います。

それから、ついでにもう1件、27ページで、給食費支払督促申立ての状況というのが出ていますが、これあたりについて、かなり回収が進んだようなんです。このあたりの経緯も少し説明してください。以上です。

○議長（村山正利） 4点でよろしいですか。1点目が11ページ、事務報告書の11ページ、2点目が事務報告書の13ページ、決算書は19ページ、3点目が24ページ、4点目が27ページということよろしいでしょうか。

答弁求めます。事務局長。

○事務局長（小机良博） 1点目の重油の件でございます。下がった理由ということだと思えます。これは単価ですね。単価が下がりました。例えば平成26年の4月94円だったものが、その1年後になります。それが68.5円、単価が下がったということでございます。ただこれ毎月変動してきますので、でも主にそれだけ乖離があったと。予算編成時もっと高い額で計上していたところがございますが、したがって決算上、こういったことになったということでございます。以上です。

○議長（村山正利） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） 2点目の備品購入費のご質問にお答えいたします。

教育費の備品購入費でございますが、大きなものは食缶洗浄機という1,320万の機械が、これが平成8年に設置したものでございまして、一応耐用年数が15年ということで、その後ですね、19年経ちまして、もう既に部品等も修理するのになくなっていくという現状でございますので、優先順位をつけて交換したものでございます。以上です。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） 事務報告書の27ページの支払督促の申立ての状況の関係でございますが、ここに書いてあるとおりでございますが、現在、28年の3月31日現在は記載のとおり、28万余りの額が未収でございます。2か月にですね、定期的に支払うような形をいただいてまして、2か月に1万円、ですから年額で6万円お納めいただくような形で進めているところでございます。以上です。

○議長（村山正利） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） お答えいたします。申し訳ございませんでした。決算書の24ページでございますが、どこに該当するかということでございますが、決算年度の増減というところの欄がございますが、そこで増が1、減が1となったものにつきましては、この年度のところで買替えを実施したものでございます。

上から7番目の球根皮剥機、これが事務報告書の13ページにもございますが、そちらの備品購入の(2)のですね、第1センターのほうで学校給食費、第1センターの球根皮剥機の1に該当するものでございまして、全て24ページに記載してあるものにつきましては買替えのものになっております。

最後の防犯カメラだけが新しく増ということで、設置したものでございます。以上です。

- 議長（村山正利） 5番 水野議員。
- 5番（水野義裕） 質問したのはね、超高压食缶洗浄機とあるのは、この中でいくと、どれで、一致するのがないので、名前を見ると、それがどこにあるかというような質問です。
- 議長（村山正利） 給食課長。
- 給食課長（桶田 潔） 区分のところですね、超高压食缶洗浄機につきましては、上から12番目の食器食缶洗浄機の中に含まれているものでございます。以上です。
- 議長（村山正利） 5番 水野議員。
- 5番（水野義裕） やっぱり言葉がね、同じ言葉を使ってもらわないとわかりませんので。
- 議長（村山正利） 答弁求めますか。
- 5番（水野義裕） 結構です。
- 議長（村山正利） ほかに質疑ありますか。ありませんか。よろしいですか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山正利） これをもって質疑を終了いたします。
これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山正利） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
- これより、認定第1号「平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について」の件を採決いたします。
お諮りいたします。本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山正利） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。
- 川邊代表監査委員につきましては、ここで退席をさせていただきます。
その場で暫時休憩といたします。

午後2時48分 休憩

午後2時51分 再開

- 議長（村山正利） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
- 次に、日程第7、議案第11号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の件を議題といたします。
- 提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。
- 管理者（並木 心） 議案第11号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」につきまして、ご説明いたします。
- 本案は、行政庁の処分に関する不服申立制度について定めてあります「行政不服審査法」が、公正性や利便性等の向上の観点から、全部改正され、不服申立ての種類を原則として「審査請求」に一本化すること、また、原処分に関与していない等の要件を満たす「審理員」が審理手続を主宰する審理員制度の導

入など不服申立構造の見直しが行われたことから、関係する条例の規定を整備する必要が生じたため、各条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容ですが、まず、「羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護条例の一部改正」及び「羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開条例の一部改正」についてですが、改正行政不服審査法において、審理員制度を導入し、審理手続の公正性の向上を図ることとしておりますが、現行の審査体制においても「羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開・個人情報保護審査会」における不服申立ての公正かつ慎重な判断が行われていることから、行政不服審査法第9条第1項の規定により、審理員による審理手続に関する規定の適用を除外するほか、不服申立ての種類を原則として「審査請求」に一本化することに伴う文言を整備するものであります。

次に「羽村・瑞穂地区学校給食組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正」についてですが、不服申立ての種類を原則として「審査請求」に一本化することに伴う文言を整備するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用しようとするものであります。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） それでは議案第11号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の細部につきまして、ご説明申し上げます。お手元に配付いたしました議案第11号資料に基づき、ご説明いたします。

議案資料の1ページ目、第1条関係の羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護条例新旧対象表をご覧ください。

第4章の名称を、審査請求等に改めることに伴い、目次も同様に改正するものでございます。

第34条の2として、審理員による審理手続に関する規定の適用除外の条を追加するものであります。改正行政不服審査法においては、審理員制度を導入し、審理手続の公正性の向上を図ることとしておりますが、個人情報保護条例に基づく開示決定等、訂正請求等又は中止決定等に係る不服申立てについては、現行におきましても第三者機関でございます「羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開・個人情報保護審査会」により公正かつ慎重な判断が行われていることから、行政不服審査法第9条第1項の規定により、審理員による審理手続をする規定の適用を除外するものでございます。

「羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開・個人情報保護審査会」への諮問を規定する第35条第1項では、不服申立構造の見直しに伴う文言の整理を行うとともに、同条第2項として、諮問にあたっては、行政不服審査法に係る審理手続による弁明書、反論書及び意見書の写しを添えて諮問することを加えるものであります。

第36条から第40条までの規定においては、不服申立構造の見直しに伴い

ます文言の整理を行うものでございます。

続きまして、議案資料の6ページ、第2条関係の羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開条例新旧対照表をご覧ください。

第3章の名称を審査請求に改めることに伴い、目次も同様に改正するものでございます。

第18条の2として、審理員による審理手続に関する規定の適用除外の条を追加するものでありますが、改正行政不服審査法においては、審理員制度を導入し、審理手続の公正性の向上を図ることとしておりますが、情報公開条例に基づく組合情報の開示決定等に関する不服申立てにつきましては、現在でも、第三者機関でございます「羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開・個人情報保護審査会」によります公正かつ慎重な判断が行われていることから、行政不服審査法第9条第1項の規定によりまして、審理員による審理手続にする規定の適用を除外するものでございます。

「羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開・個人情報保護審査会」への諮問を規定する第19条第1項では、不服申立構造の見直しに伴う文言の整理を行うとともに、同条第2項として、諮問にあたっては、行政不服審査法に係る審理手続による弁明書、反論書及び意見書の写しを添えて諮問することを加えるものでございます。

続きまして、第20条から第25条までの規定においては、不服申立構造の見直しに伴う文言の整理でございます。

続きまして、議案資料の11ページ、第3条関係の羽村・瑞穂地区学校給食組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表をご覧ください。

公平委員会の報告事項を規定している第5条第2号について、不服申立構造の見直しに伴う文言の整理を行うものでございます。

最後に付則につきましては、本条例の施行日につきまして、公布の日から施行し、改正行政不服審査法の施行日と同日の平成28年4月1日から適用としております。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。

○議長（村山正利） ご苦労さまでした。

以上で提案理由並びに内容説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第11号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程第8、議案第12号「羽村・瑞穂地区学校給食組合行政不服審査条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者（並木 心） 議案第12号「羽村・瑞穂地区学校給食組合行政不服審査条例」につきまして、ご説明いたします。

本案は、行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日に施行されたことに伴い、審査請求人等に対する提出書類等の交付に係る手数料及び同法の規定により当組合に設置する機関に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用しようとするものであります。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） それでは議案第12号「羽村・瑞穂地区学校給食組合行政不服審査条例」の細部につきまして、ご説明申し上げます。

まず、行政不服審査法につきまして、ご説明申し上げます。

行政不服審査法が全部改正されまして、不服申立ての種類を原則審査請求に一元化する複合申立構造の見直し、また審理員制度の導入、そして第三者機関への諮問手続の創設、提出書類等の複写など、審査請求人等の手続保証の拡充などの行政不服審査制度が変更されてございます。

また、改正行政不服審査法では、審査請求人等に対する提出書類等の交付に係る手数料について、また、同法の規定によりまして、当組合に設置します機関の組織及び運営に関し必要な事項につきましては、条例で定めることとなっておりますので、本条例案を設定するものでございます。

それでは条例の内容につきまして、お手元に配付してございます議案第12号に基づきまして、ご説明いたします。

まず、議案第12号、3ページ目でございます。初めに第1条でございますが、第1条は、条例の趣旨について定めるもので、この条例制定の根拠につきましては、行政不服審査法、その他法令で定める不服申立てに関し必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、第2条でございますが、提出書類等の手数料等に関する規定でございます。

まず、第1項は、行政不服審査法におきまして、審査請求人等が審理員あるいは第三者機関でございます行政不服審査会に対しまして、証拠書類、証拠物、処分庁等が当該処分の理由となる事実を証する書類などの提出書類の閲覧、交

付を求めることができることを規定しております。

この場合に、交付を受けるときの手数料につきましても、条例で定めるところにより、手数料を納めなければならないものとされておりますことから、この手数料について規定するもので、この手数料につきましても無料とするものでございます。

第2項は、前項で規定しています提出書類の写し、又は書面の交付を受ける審査請求人等は、当該交付を受ける費用について、規則で定める額を負担しなければならないことを規定するものでございます。

この額でございますが、個人情報保護条例あるいは情報公開条例の取扱いに準じまして、当組合では、1枚につき10円、カラーの場合は1枚につき80円などと規定するものでございます。

次に第3条でございますが、第三者機関の名称について規定するもので、機関の名称につきましては、「羽村・瑞穂地区学校給食組合行政不服審査会」とするものでございます。

第4条では、組織について規定しており、委員5名以内をもって組織するものでございます。

続きまして、第5条でございますが、委員について規定するもので、第1項につきましても、委員は、審査会の権限に属する事項に関し、公正な判断をすることができ、かつ法令又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから管理者が委嘱するものと規定してございます。

第2項でございますが、委員の任期でございますが、委員の任期は2年間とし、ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期でございますが、前任者の在任期間とすることを規定するものでございます。

第3項につきましても、委員は再任されることができると規定し、第4項につきましても、委員の守秘義務について規定するものでございます。

続きまして、第6条でございますが、会長及び副会長について規定するもので、第1項につきましても、審査会に会長及び副会長を置くこと。

第2項につきましても、会長及び副会長の選任方法について規定するものでございます。

第3項につきましても、会長は、審査会を代表し、会務を総理することを規定するものでございます。

第4項につきましても、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときにその職務を代理することを規定するものでございます。

続きまして、第7条でございますが、第7条は、会議について規定するもので、第1項は、審査会の会議は会長が招集し、議長となること。第2項は、会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができないこと。第3項は、会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合には議長の決するところによると規定するものでございます。

第8条では、庶務について規定するもので、これらの庶務につきましても、給食課庶務係において処理することとするものでございます。

第9条は、委任に関して規定しているもので、この条例に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定めることとするものでございます。

第10条は、罰則について規定しており、第5条第4項に規定する審査会の委員の守秘義務に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することを規定したものでございます。

付則でございますが、付則第1項につきましては、施行日を規定してございます。そして、付則の第2項におきましては、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について規定するものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○議長（村山正利） ご苦労さまでした。

以上で提案理由並びに内容説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第12号「羽村・瑞穂地区学校給食組合行政不服審査条例」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程第9、議案第13号「羽村・瑞穂地区学校給食組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者（並木 心） 議案第13号「羽村・瑞穂地区学校給食組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明いたします。

本案は、「地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容ですが、本条例の適用を受け、公務災害補償として傷病補償年金又は休業補償を受ける者が、同一の事由により厚生年金保健法による障害厚生年金等を受給する場合において、当該補償額を調整する率を「0.86」から「0.88」に改定するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日より適用するものであります。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の

上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） それでは議案第13号「羽村・瑞穂地区学校給食組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」の細部につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の議案第13号資料、羽村・瑞穂地区学校給食組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表をご覧ください。

1 ページ目でございますが、第8条では、公務災害としての年金と他の法令に基づく年金を合わせて受給する場合の調整率を規定してございます。

2 ページ目でございますが、表の2段目、公務災害としての傷病補償年金と障害厚生年金等を合わせて受給する場合の調整率を「0.86」から「0.88」に改定するものでございます。

続きまして、3 ページ目の下から8行目に記載しております第8条第2項でございますが、公務災害として休業補償等、他の法令に基づきます年金を合わせて受給する場合の調整率を規定しております。先ほどの傷病補償年金と同様、障害厚生年金と合わせて受給する場合の調整率を「0.86」から「0.88」に改定するものでございます。

いずれの改定につきましても、地方公務員災害補償法施行令で改定された調整率に合わせて改定するものでございます。

続きまして、付則につきまして、ご説明させていただきます。

まず、第1項は施行日に関する規定でございます。この条例は、公布の日から施行し、関係法令の施行日にあわせ、平成28年4月1日に遡って適用しようとするものでございます。

次に第2項でございますが、この条例の適用日以前に支給すべき事由が生じた適用日前の期間に係る年金及び休業補償については、従前の例によるものとするものでございます。

以上をもちまして、細部説明を終わらせていただきます。

○議長（村山正利） ご苦労さまでした。以上で提案理由並びに内容説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第13号「羽村・瑞穂地区学校給食組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山正利) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程第10、議案第14号「平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者(並木 心) 議案第14号「平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第1号)」につきまして、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ519万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,766万6,000円とするものであります。

補正の内容ですが、歳入では平成27年度決算の確定に伴い、繰越金を519万円増額いたしました。

次に、歳出でございます。事務所費につきましては、共済費の地方公務員災害補償基金負担金を平成27年度概算負担金と確定負担金を精算して、過不足が生じたことにより1万2,000円増額するものであります。

負担金、補助及び交付金の職員研修負担金については、地方公会計特別研修等受講により、5万4,000円増額するものであります。

教育費については、学校給食費の需用費で施設修繕料は第1センター浄化槽機械室雨漏り修繕実施のため、28万1,000円を増額するものであります。

備品等修繕料は、第2センター調理場冷蔵庫・冷凍庫の冷凍機を緊急に修繕する必要が生じたため、388万8,000円を増額するものであります。

被服購入費は、学校栄養職員の白衣等に不足が生じたため、14万3,000円を増額するものであります。

予備費については、歳入の増額補正額から、歳出の補正額を除いた81万2,000円を増額するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(村山正利) 以上をもちまして提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。6番 森議員。

○6番(森 亘) 予備費なんですが、ここで金額としては半端な金額だと思うんですが、これ何か目的があるんでしょうかね。

○議長(村山正利) 事務局長。

○事務局長(小机良博) 本組合の会計上の予備費は、収支、残った額は例えば補正でも歳入等、調整するような意味で予備費に計上させていただいております。

ですから目的とその予備費を、これを使うとかというのは自動的にこれは繰越金につながっていくような金額になってございます。以上です。

○議長(村山正利) ほかに質疑ありませんか。5番 水野議員。

○5番(水野義裕) 物品修繕料について教えてほしいんですが、何か備品等修繕料が400万近くあって、冷凍機、冷蔵庫とあるんですが、それぞれは単独としては20万いかないからこうなっているのか。この物品の中でこれで、

修繕なのか、買替えじゃないのかということ、修繕、でも対象となる機械はこの中のどれになるかを教えてください。物品上の中で教えてください、どれですか。

○議長（村山正利） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） お答えいたします。冷蔵庫と冷凍機ということで、付属の備品のような形でございまして、当初こちらの物品の方には計上していないものでございます。以上です。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） ちょっと補足させていただきます。これ当初というか、整備したときに備品扱い、設備として扱ってたものだと思います。それで今回その支出科目として備品の修繕というような形で執行したものでございます。ですから台帳、備品として登録扱いしていなかったということでございます。

○議長（村山正利） その場で暫時休憩します。

午後 3 時 1 8 分 休憩

午後 3 時 2 0 分 再開

○議長（村山正利） では休憩を解いて、5 番 水野議員の質疑に対しての答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（小机良博） 時間を頂きましてありがとうございました。

今のご質問ですが、決算書の物品の中にある備品扱いをしていなかったと、設備、おそらく当初設備扱いをしていたもので、この決算書の備品には掲載していなかったということでございます。ただ修繕するときは備品として支出科目として備品の修繕がいいだろうということで補正を挙げさせていただいたものでございます。以上です。

○議長（村山正利） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 1 4 号「平成 2 8 年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第 1 号）」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程第 1 1、議案第 1 5 号「平成 2 8 年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者（並木 心） 議案第15号「平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更」につきまして、ご説明いたします。

お手元に配付しております議案第15号資料をご覧ください。

羽村市及び瑞穂町それぞれの分賦金の割合につきましては、例年5月1日現在の在籍児童・生徒数をもって確定しております。このことから、当初予算策定時に想定しました児童・生徒数に対しまして、羽村市の児童・生徒数は72人の減で4,448人、瑞穂町の児童・生徒数は2人の減で2,606人、合計では74人の減で7,054人となりました。

したがって、変更後の分賦金を羽村市は2億4,490万1,000円、負担割合が63.06%、瑞穂町は1億4,346万1,000円、負担割合が36.94%に変更させていただくものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（村山正利） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。6番 森議員。

○6番（森 亘） 1点のみ確認なのですが、この分賦金の確定の中で、長期欠席児童がいる場合に、これはカウントとしてはどのようにやっているのでしょうか。確認させていただきたいと思います。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） これは教育委員会のほうから、羽村市の教育委員会のほうから数値をいただいているものでございまして、ちょっとお時間をいただいて確認させていただきたいと思います。

○議長（村山正利） よろしいでしょうか。ちょっと所属が違うということで、確認を取るということで、後ほど、これ全員にお知らせしてくれるのか、議員さんには。いいですか。ここで答えられないものね。

その場で暫時休憩といたします。

午後3時24分 休憩

午後3時26分 再開

○議長（村山正利） 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

6番 森議員の質疑に対して答弁を求めます。給食課長。

○給食課長（桶田 潔） お時間を頂きましてありがとうございます。

学籍数ということで、不登校の児童・生徒も数字の中に入っているということでございます。

○議長（村山正利） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第15号「平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山正利) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程第12、議案第16号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者(並木 心) 議案第16号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更」についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき、西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合が東京都市町村公平委員会に加入することについて、同委員会を共同設置する地方公共団体の協議により、その規約の変更を行う必要があることから、同条第3項の規定により、議会の議決をいただくものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配付しております議案第16号資料のとおり、別表に「西東京市」「柳泉園組合」及び「多摩六都科学館組合」を加えるものであります。

なお、この規約変更は、平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(村山正利) 以上をもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山正利) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山正利) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第16号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山正利) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決

定されました。

次に日程第13、「議員派遣について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第72条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その目的、場所、期間及び派遣議員名簿等については議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） ご異議なしと認めます。よって、本件は議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

大変議長不慣れで、暫時休憩が多くて大変申し訳ありませんでした。

これにて閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後3時33分 閉会